

第59回海外日系人大会 in HAWAII

世界の日系レガシーを未来の礎に！
— ハワイ元年者150周年を祝って



ワイキキビーチから望むダイヤモンドヘッド



海外における日系人最古の集合墓地「マキキ墓地」に建つハワイ日本人移民慰霊碑(ワイキキ)

日本人がはじめて海外へ集団移住した1868年(明治元年)から150年の節目となる今年、かねてよりお知らせしている通り、6月6日にハワイ・ホノルルのシェラトン・ワイキキにて、「第59回海外日系人大会」を開催する。

総合テーマは、「世界の日系レガシーを未来の礎に！—ハワイ元年者150周年を祝って」に決定。最初の移住先であるハワイの日系社会が歩んできた歴史を改めて振り返ると共に、世界の各国・地域へと広がっていった日本人の足跡と、それぞれの土地で先人達が遺してきた日系人のレガシー(歴史的遺産)にスポットを当て、それらを日本と日系社会、および各国地域の日系社会同士の共通財産として新たな連携強化につなげていくことを期待している。

今回は、ハワイでの開催となることもあり、例年東京で開催している3日間のプログラムを、6月6日の1日に集約する。午前は、上智大学名誉教授で当協会常務理事でもある堀坂浩太郎氏が「日本の近代化と移住—ヒトのネットワークをつくる」と題して基調講演を行う。午後からは、「日本人移住者のレガシーとは」を共通テーマに、パート1「資料館の現状とネットワーク作り」、パート2「日系人の社会活動と課題への取り組み」と題したパネルディスカッションを行ない、討議された内容を元に「大会宣言」を発表する予定となっている。

翌7日は、現地「元年者150周年実行委員会」が主催する記念式典やシンポジウム等のプログラムが

行なわれ、ハワイ以外からの参加者は、大会参加費でこの2日間のプログラムに参加できる。(ハワイ在住の参加者は申込方法が異なるため、リーフレットまたはWEBサイトにて参加要領を参照されたい)

ハワイ以外からの参加者のうち、希望者を対象に実施するオプションツアー(有料プログラム)では、ハワイ日系社会の歴史的スポットを視察する。ホノルル周辺を日帰りで回るAコース(8日)と、ホノルル周辺に加え、ハワイ島ヒロに2泊するBコース(8日・9日)の2通りを用意している。

また、今大会は通常の大会とは異なり、日本在住の日本人も「一般参加者」として参加いただくことが可能とした。現在、国内外より広く参加申込を受け付けている。申込は、当協会WEBサイトからも可能。

記念すべきハワイ大会に、国内外からたくさんの方の参加を期待している。

<http://www.jadesas.or.jp/taikai/hawaii.html>



会場となるシェラトン・ワイキキ

幼

児期における日系継承教育の重要性 「幼児教育と日本文化活動」(集団コース)

当協会がJICA(国際協力機構)に提案し実施した日系研修「幼児教育と日本文化活動」コースで2017年12月7日に来日したアルゼンチン、ブラジル、パラグアイより5名の研修員が、約2カ月間の研修を終えて2月1日に帰国した。

中南米の日系社会では、世代交代が進み、家庭内で日本語を話す機会が減少している。各家庭で日系人としてのアイデンティティを育てることが年々難しくなっており、幼児期の日系継承教育の重要性が増してきているが、専門知識を持つ幼稚園教諭は不足していることから、本研修が実施された。研修員は、講義・実習を通じて、幼児に対する「遊び」を通じた学びのアプローチや、継承日本語教育の概念・知識、バイリンガル教育、発達心理学の基礎知識を習得したほか、日本の伝統的文化やアニメ等のサブカルチャーについても理解を深めた。

帰国前日に行なわれた研修報告会では、「父親を対

象とした『おやじの会』を作り、もっと保護者との関係性を深めて関わりを築きたい」「『遊びを通じて学ぶ』をキーワードに、自分の国に合った方法を工夫したい」「異年齢活動を取り入れたい」など、各研修員が帰国後の具体的な活動計画を発表した。研修で得た知識・技術だけでなく、研修員同士の国を超えたネットワークも財産として、今後の活躍が期待される。



日本の伝統文化を学ぶ一環として、藍染の体験講習にも参加した

日

系人として誇りを持ち、120%頑張りたい 「中小企業連携促進のための企業法務」(個別・短期コース)

ピネイロ・ネト法律事務所ジュニア弁護士 島野パトリア

愛知県名古屋市にある大嶽達哉法律事務所で、企業法務を1カ月間学んだのは、ブラジル・サンパウロで大手法律事務所のジャパン・デスクに所属する島野パトリアさん。少子高齢化による国内需要の減少などを背景に、近年、海外に活路を見出す日本の中小企業が増えてきている中、現地の経済・文化的な情報不足や、信頼できるパートナーの不足が課題となっている。特にブラジルにおいては、いわゆる「ブラジル・リスク」や、投下資本がなかなか戻らず赤字になるのに時間がかかるといった困難から、進出を断念する企業が多いという。こうした問題に対処すべく、日本の経済、中小企業の海外進出にまつわるニーズや法的な知識の修得を中心に研修を受けた。

研修では、ブラジルに進出している日本企業を訪問し、現地の法律事務所を起用する際の問題点や現地で問題が発生したときの対処にかかる課題などを、具体的事例から学んだ。また、指導弁護士が担当する事件の傍聴や記録の検証により、事件処理の方法や、法廷通訳を挟む場合の困難などを知ることができた。帰国後は、ブラジルに進出する日本企業のために、日本とブラジルの法制度の違いについて説明をしながら会社設立のサポートをしたいという。

日本語が全くできない状態で10歳のときに来日し、中学・高校と日本の公立学校に通い就職、ブラジルに帰国後は

大学に進学し弁護士となった経歴を持つ島野研修員は、日本語とポルトガル語が堪能で、日本文化とブラジル文化の両方を理解するまさに両国の「架け橋」的存在。研修中に、日本に定住する外国人の子どもたちのために、ラジオで自らの体験を話したり、外国人児童とかかわっている教師やボランティアを対象に、日本で育ってきたブラジル人児童としての経験を話すなどし、定住外国人の子どものエンパワメントにつながる貢献も果たした。「日系人であることに誇りを持つこと、両国の文化を持つ日系人だからこそ120%頑張らなければならないことを学んだ。帰国後は子どもに関する分野の法律にも力を入れたい」と話す。中小企業のブラジル進出のサポートもさることながら、日本・ブラジルの次世代日系社会のリーダーとして、さらなる活躍を期待したい。



国会を見学する島野研修員

在日
ニッケイ人は
今...

「平成29年度在日日系人のための 生活相談員セミナー」を開催 最新の日系就労者の受入れ事情について議論



各地から、外国人相談窓口業務にかかわる担当者等が集まった

当協会は去る1月26日、JICA横浜にて「平成29年度在日日系人のための生活相談員セミナー」を実施した。同セミナーは、都道府県・市町村の外国人相談窓口担当者等が、日本に在住する外国人の就労や生活についての最新情報や専門知識を共有することにより、共通する問題の解決に資することを目的に毎年開催しているもので、今回は全国各地から54名が参加した。

午前のプログラムでは、ブラジル・サンパウロで日本への就労を希望する日系人への情報提供を行う国外就労者情報援護センター(CIATE)の二宮正人理事長が「CIATE25年—日系人就業の軌跡と未来」と題した基調講演を行った。1990年の入管法改正により始まった訪日就労の歴史をひもとき、昨年実施した日系ブラジル人子弟の大学進学状況調査において、高等教育を受けている日系ブラジル人が増えてきていることが明らかになったことから、在日日系人子弟の将来性は大きいと述べた。

続いて厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の田中秀幸課長補佐が、データにもとづき外国人労働者をめぐる最近の動向等について説明した。その後の法務省入国管理局入国在留課の梅原義裕補佐官による「日系人受入れ制度の現状と将来の展望」と題した講演では、今年3月末にも実施される見込みの日系四世受入れ案について説明があった。新制度について、「特定活動」の在留資格で、一定の要件を満たす日系四世を受け入れること、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することが目的で、就労も可能となっていること、また、ビザの取得には、ホストファミリーや親族など「日系四世受入れサポーター」が必要となり、サポーターは在留期間更新申請時の入管への活動内容報告が求められること等が説明され、会場からは、日本で育ってきた四世が成人しても引き続き在留資格が得られるよう告示などできちんと定めたほうがよい等の意見が出た。

午後の講義では、合資会社イデア・ネットワーク代表の松本ア

ルベルト氏が、高齢化する南米系住民と増加するアジア系住民の現状と課題について語った。南米系日系就労者が来日し始めてから四半世紀が経ち、高齢化が進むにつれ、年金の受給が問題となってきている。またアジア系技能実習生は主に中小企業にとってはかなり有効な手段と捉えられており、新たな日系人が入ってきて、労働条件などの観点から競合できないのではないかとの見解を示した。

続いてNPO法人SABJA(サビジャ 在日ブラジル人を支援する会)代表理事の茂木真二氏が、在日日系人集住新興地域の現状と課題について説明した。茂木氏は、島根県などの日系人就業者が新たに増えてきている地域では、日本の生活になじみず不登校になる子どもの問題などが徐々に出てきている。20年以上前から日系人集住地域で起きていた不登校による犯罪者の増加などの問題が繰り返されるのではないかと懸念しており、SABJAでは教育者や学生、保護者を対象としたセミナーを計画していると話した。

次に、難民、無国籍者を含め外国人に対する法的支援を行っている弁護士の小田川綾音氏から、在日フィリピン人を中心としたアジア系ニューカマーの抱える問題について具体的な事例の紹介があった。離婚やDV、在留資格更新等についての問題が多く、日本人配偶者に勝手に離婚届を出され、同時に子どもの親権まで取られるケースもあるという。近年アジア系ニューカマーの相談も増えてきていることから、参加者はメモを取り、うなずきながら熱心に聞き入っていた。

その後の質疑応答では、ローンを組んでいる外国人や高齢者の金銭問題についてどのような対応がとられているか、日本のコミュニティに働きかけを行うことにより外国人住民の問題が解消された事例があるかなどの質問が出て、活発な議論が交わされた。

セミナー終了後、日本行政書士会連合会の協力による無料相談会が行われた。



会場からの質問に応える講演者の皆さん

訪日就労者の増加と四世ビザ問題

増加を続ける訪日就労者

日本の皆さんいかがお過ごしでしょうか。今年の日本の冬は記録的な寒さでしたが、ここサンパウロも夏とはいえ気温が低く、大変な冷夏でした。

2015年頃にはじまった訪日就労環境の変化は現在も続いています。昨年春にブラジル経済は景気の底を打ち回復基調にありますが、訪日就労者の数は堅調に増加しています。法務省の統計によれば2016年末の在留ブラジル人数は18万3,583人で、前年末比で8,232人の増加でした。この数字は2017年6月末には3,940人増加して18万7,523人になりました。2017年末時点の統計はまだ公表されていませんが19万人に達した可能性があります。

CIATEでは昨年9月にロンドリーナで巡回CIATEを行いました。その帰りにロンドリーナの空港で、エスカレータの側面に訪日就労者を募集する大々的な広告を見つけて非常に驚きました。今年に入ってから、リベルダージ広場で訪日就労者募集ビラを配布しているのを見かけることがあります。

「デカセギ」とは異なる最近の傾向

ただ、今回の訪日就労者の増加は、1990年にいわゆる「デカセギ」ブームが起きたときの訪日就労者の増加とは異なる傾向を持っています。1990年当時はブラジルと日本との所得格差が大きく、3年デカセギをすればブラジルに戻ってアパートを購入することができたという話があるほどです。しかし現在では所得格差がずいぶん小さくなって、デカセギ就労をする意味はあまりありません。そのため、家族での移住を希望する者が訪日就労者の多くを占めているようです。家族で日本に行きたいのに、父親にしかビザが出なかったと嘆く家族の声を聞くこともあります。日系人のビザの取得手続は非常に複雑な面がありますし、ひとりひとり丁寧



訪日就労を呼びかけるロンドリーナの空港エスカレータ広告

に説明してもらう機会があるわけでもありません。どのような場合にどのような手続が必要なのか、一度調査して整理をする必要があると考えています。

日系四世問題の今後を見守る

以前からこの欄でも紹介している日系四世問題についても進展がありました。2018年1月23日にパブリックコメントの募集が開始し、新設される制度の概要が明らかになりました。新制度では通算5年を限度に30歳までの四世を受入れ、入国時に日本語能力試験N4程度、2年を超えて在留するときに日本語試験N3程度の能力が要求されることになるようです。また、家族帯同は認められず、全世界の日系人に対し年間4,000人程度を想定した受入れ枠が設けられるそうです。

制度としてはかなり厳しい制約が設けられていて、手放しで喜べる内容ではないと思います。CIATEとしましても、他の日系団体と共同でパブリックコメントに対する意見を申立てました。しかし、まずは新制度の開始を歓迎したいと思います。

その上で、今回の制度の運用をしっかりと見守り、今回の制度で四世世代に家族の分断が起きないか、日本で四世のカ

ップルから五世が誕生した場合はどのような扱いになるのかなど、予想される問題についての対処をフォローしていきたいと思います。CIATEとしては、四世以降の方々についても三世までと同様に定住者の在留資格が付与されることが望ましいと考えていますので、日系社会の他の団体とも連携し、引き続きそういった制度の実現に向けた働きかけを行っていきたいと思います。

26年目に入ったCIATEに対するご支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。



昨年9月にロンドリーナで行った巡回CIATEの様子

Falecimento do marido e Visto de Permanência

夫の他界と滞在ビザ

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Meu marido faleceu na semana passada aos 55 anos, deixando a mim e meus dois filhos (23 e 28 anos), após o funeral, sobrou a tristeza de ter perdido uma pessoa muito importante, e inúmeros trâmites a resolver, como não sabemos os procedimentos, gostaria de uma orientação. Meu marido não estava cadastrado no Shakai Hoken e tampouco havia feito algum seguro de vida particular, pagamos somente o Seguro Nacional de Saúde.

Meu filho mais velho se casou com uma mulher japonesa e construiu a sua família e o mais novo está prestes a se casar também com uma mulher japonesa, por isso não quero retornar ao Brasil, porém, como eu não tenho a descendência japonesa, ouvi falar que só posso ficar aqui no Japão até a expiração do meu visto que vencerá daqui a 1 ano.

A A perda de um ente querido é sempre muito doloroso, mas para quem fica os trâmites são muitos cansativos. O primeiro passo é registrar o óbito na prefeitura local, para tanto é necessário entregar a Notificação e Atestado de Óbito, e solicitar a Certidão de Óbito (Shibou Todoke Kisai Jiko Shoumeisho), estes documentos serão necessários para trâmites posteriores, após a realização da cremação, deverá receber juntamente com as cinzas, o Atestado de Cremação, que deverá ser guardado, pois será necessário, em caso de fazer o traslado. Com estes documentos deverá fazer o Registro de Óbito na Repartição Consular de sua jurisdição, os documentos e formulários necessários estão no site do Consulado Geral do Brasil.

O Zairyu Card do seu marido deverá ser entregue na Repartição da Imigração, e como voce tem o Visto de Longa Permanência, por regra perderá a qualificação de permanência, pois voce está aqui com Visto Especifico de Cônjuge de Residente Permanente.

Para poder continuar no Japão, será melhor deixar os trâmites da renovação aos cuidados de um profissional qualificado para que possa resolver da melhor forma possível.

Como seu marido não deixou bens materiais, o único trâmite que deverá ser feito, será referente a conta corrente, no caso, o banco ou o correio irá solicitar a documentação necessária para poder retirar o dinheiro da conta. Se for somente voce e seus 2 filhos, é mais simples, deverão apresentar documentos que comprove a relação familiar (certidão de casamento e nascimento), por se tratar de herança será partilhada conforme as leis japonesa, 50% para a esposa e 50% dividido entre os filhos, e como seu marido não estava inscrito no Shakai Hoken e tão pouco se cadastrou na aposentadoria nacional japonesa, não terá direito a pensão por morte do cônjuge, se o seu marido estava contribuindo com a aposentadoria do Brasil, voce poderá requerer a pensão por morte, e se tiver bens imóveis e outros, o inventário da partilha de bens deverá ser feito conforme os regulamentos do país originário, para tanto deverá nomear um advogado no país.

Obs.: No Japão, costuma-se deixar as cinzas do falecido em casa até o término da 49ª. missa, e depois são levadas ao cemitério, se ainda não decidiu se vai fazer o traslado das cinzas, voce pode ficar com as cinzas em casa, ou levar a algum templo ou igreja que aceite guardar as cinzas até comprar uma sepultura ou fazer o traslado.

相談 主人が、私と2人の息子(23歳と28歳)を残し、先週55歳で他界しました。葬儀の後、大切な人を亡くした悲しさと、解決しなければならぬ手続きの多さに呆然としています。どうやって良いのか良く分かりませんので、ご指導いただきたいと思ひます。

私の主人は生前、社会保険にも特別の生命保険にも加入していませんでした。私どもは国民健康保険だけを支払っていました。長男は、日本人女性と結婚し家庭を持っています。弟の方も、日本人女性との結婚が近づいております。このため、私はブラジルに帰りたくありません。

私は日系人ではありませんので、私の持っているビザの期限が切れる時(約1年後に切れます)までしか日本には滞在できないと聞きました。

回答 愛する人を失うことは大変辛いものです。さらに残された手続きを果たすことは大変労力のいる仕事です。最初に行くべき手続きは、市役所で死亡登録を行うことです。そのため、(医師などによる)死亡証明書を提出し、死亡届け記載事項証明書を取得します。火葬した後は、遺灰と火葬証明書とを受け取ります。これらの文書は、他所に搬送する場合のことを考え、手元で保存する必要があります。これらの文書を見せて、あなたの管轄区域にあるブラジル総領事館で死亡登録をします。必要な文書や様式は、ブラジル総領事館のサイトに掲載されています。

ご主人の在留カードは近隣の入国管理局に返却する必要があります。あなたは長期滞在ビザを持っておられますが、あなたのビザは「永住者の配偶者」ビザですので、ご主人の死亡により、その資格を失うことになります。日本に引き続き滞在するためには、更新手続きをこの種の案件をより良い形で解決することに慣れた専門家に任せられた方が良いでしょう。

ご主人は、不動産などの有体物を日本で残しておられないため、あなたがやらなければならない唯一の手続きは、銀行口座に関するもので、銀行や郵便貯金の口座の金を引出す際に銀行側が求める文書の入手が必要です。あなたと息子さん2人ということであれば、話は簡単です。例えば、遺産を日本法に従って分割するという場合(50%が妻、残りの50%をご子息2人で折半ということになります)には、家族関係を証明する文書(結婚証明書、出生証明書)を提出する必要があります。ご主人が、社会保険や国民年金に未加入だったため、あなたには配偶者死亡による遺族年金は支給されません。もし、ご主人がブラジルの老齢年金制度へ支払いを続けていた場合には、あなたはブラジルの遺族年金の請求ができます。また、もしご主人が外国に不動産を所有している場合には、財産目録を不動産の所在する国の法律に基づき作成する必要があります。そのためにも、不動産所在地の弁護士を任命する必要があります。

参考:日本では、49日法要まで遺灰を自宅に置き、その後、墓地に埋めるのが一般的です。もしあなたが遺灰をどうするか決定できない場合には、お墓を買うか遺灰の(例えばブラジルへの)搬送を決めるまで、遺灰を自宅に置か、遺灰を受け付けてくれるどこかのお寺や教会に預けることも可能です。

第23回国際日系スポーツ親善大会 チリにて開催

汎米各国の日系社会が2年に1度、各国持ち回りで開催し「日系オリンピック」としても知られる「国際日系スポーツ親善大会」。第23回となるチリ大会が、2月8日から11日まで、首都サンチアゴの国立競技場他で開催された。チリでの開催は今回が初。アルゼンチン、メキシコ、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ、エクアドル、米国、ペルー、チリの10カ国より約1000人が参加し、開会式にはチリのスポーツ大臣のほか、日本からは中前隆博外務省中南米局長等も参列した。

サンチアゴ日本人会スポーツ委員会の松原修氏は、「チリは他国の日系社会に比べ日系人スタッフ・ボランティアの数が非常に少ないが、様々な企業や公共機関のサポートを得て大会を成功させることができた。この大会をきっかけにチリの若い世代のグループ(青年会)が出来たことが、最大の効果だった」と話した。



南米各地から参加した選手のみなさん

「平成29年度 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」開催

外務省と国際移住機関(IOM)の共催による「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」が3月1日、東京で催された。第9回となる今年は「外国人と進める地域の活性化」と題し、自治体や教育現場等で外国人の受入れに携わる

日系社会 Topics

人々による講演とパネル・ディスカッションが行われた。

岡本三成外務大臣政務官による開会の挨拶の後、ウィリアム・レイシー・スウィングIOM事務局長が基調講演を行い、「20世紀初頭と比べ4倍の数の難民や移住者が移動をしている現代では、移民は『問題』なのではなく『現実』である」と述べた。また、韓国忠清南道行政区特別政策アドバイザーのシム・ナリ氏が、移民の地域創生における役割についてプレゼンテーションを行った。

休憩を挟んで行なわれたパネル・ディスカッションでは、山脇啓造明治大学教授をモデレーターとし、外国人受入のための環境整備を行う地方自治体長や、外国につながる児童が多く在籍する小学校教頭らが、それぞれの立場から考える地方の特色を活かした外国人の受入れや地域の活性化について意見を交わした。山脇教授は、「地域のグッドプラクティス事例を共有し、国としてしっかりした外国人材の受入れに関する方針を進めていくことを期待したい」と述べた。

企画展示 南国土佐をあとにして 一海を渡った「いごっそう」開催

JICA横浜 海外移住資料館は2月10日(土)より、企画展示「南国土佐をあとにして 一海を渡った「いごっそう」」を開催している。「いごっそう」とは気性が激しく頑固ながらも度量が大きく信念を貫く土佐人特有の気質とされており、「いごっそ

う」の高知県出身移民たちが日系コミュニティにおける立役者として果たした役割と貢献、そして現存する資料から窺える移民の体験について紹介している。

2月10日(土)のオープニングセレモニーには、高知県知事代理として出席した近藤雅宏高知県東京事務所長をはじめ、武石利彦南米友好親善高知県議会議員連盟会長、下村勝幸同事務局長ら高知県関係者が出席。高知県イメージキャラクターの「くろしおくん」もかけつけた。セレモニーの後は、よさこい発祥の地である高知のよさこい踊りが披露され、見学者全員に鳴子が手渡されると、会場が一体となって盛り上がった。企画展示は5月27日(日)まで。



テープカットの様子

「ハイカラさんのハワイin明治村」 ハワイアン音楽とフラのイベント開催

愛知県犬山市の博物館明治村で4月1日(日)、明治維新150年、ハワイ日系移民150年を記念したイベント「ハイカラさんのハワイin明治村」が開催される。このイベントは、名古屋市フラダンススタジオが主催するもので、ハワイ州観光局も後援している。ハワイ島ヒロから明治村内に移築された「ハワイ移民集会所」横の芝生を舞台に、ハワイアンミュージックとフラダンスのショーが行なわれ、日本移民を迎え入れた当時の国王にまつわるストーリーのフラダンスも披露される。詳細はFacebookイベントページにて。「ハイカラさんのハワイin明治村」で検索。

NIKKEI NO.36
海外日系人協会だより **Network**
2018 MAR.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

